

# 栗原市下水道事業経営戦略

団体名：宮城県栗原市

事業名：栗原市特定環境保全公共下水道事業

策定日：令和5年（2023年）2月

計画期間：令和4年（2022年）度から令和13年（2031年）度まで

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設【令和3年度地方公営企業決算状況調査より】

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年（1998年）度（24年）
法適（全部・一部） 非適の区分	適用（令和2年（2020年）度から適用）
流域下水道等への接続 の有無	有
処理区域内人口密度	18.5 人/ha
処理区数	2区（迫川処理区、瀬峰・高清水処理区） ※ 迫川流域関連特定環境保全公共下水道（栗駒、一迫、鶯沢、金成、志波姫、花山地区） ※ 特定環境保全公共下水道（瀬峰・高清水地区）
処理場数	1箇所（瀬峰・高清水浄化センター）
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	宮城県が計画を進める「宮城県下水道広域化・共同化計画」の策定の中で、今後、宮城県や地域ブロックごとに汚水処理の現状と課題を整理したうえで、広域化・共同化について検討していきます。

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 料金体系：基本料金と従量料金の2部料金制             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営の安定化のため、基本料金で固定費を確保</li> <li>(2) 負担公平性のため、排除した汚水量に応じた負担</li> </ol> </li> <li>2 基本料金             <p>下水道の使用状況に関わらず発生する処理場の維持管理経費等について、汚水量10m<sup>3</sup>までを基本料金として負担いただいております。</p> </li> <li>3 逓増型の従量料金             <p>汚水量の増加に伴い、処理場の負担も増えることから、累進的な汚水量単価でもって、一定量以上汚水を排除した使用者には、応分の負担をいただき、使用者間の公平性を確保しております。なお、汚水量算定にあたっては、水道メーターの指針を基準にしております。</p> </li> <li>4 自家水使用者について             <p>自家水を使用する場合、その水量をメーターで確認することが出来ない使用者については、世帯人数による認定汚水量でもって料金を算定しております。</p> </li> <li>5 料金改定             <p>町村合併時に下水道使用料の統一を図り、その後消費税の改正に合わせて料金改定を行っております。今後、人口減少等の影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費の増加が想定され、資金不足が見込まれることから、下水道施設の統廃合など、固定費削減の取り組みを進めるとともに、料金改定について検討を行う必要があります。なお、収支計画については、令和8年(2026年)度に料金改定を見込んで作成しております。</p> </li> </ol>														
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同様です。</p>														
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用資料量体系と同様です。</p>														
<p>条例上の使用料(20m<sup>3</sup>あたり) *2</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,070円	令和2年度	4,070円	令和3年度	4,070円	<p>実質的な使用料(20m<sup>3</sup>あたり) *3</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,069円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,604円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,612円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,069円	令和2年度	4,604円	令和3年度	4,612円
令和元年度	4,070円														
令和2年度	4,070円														
令和3年度	4,070円														
令和元年度	4,069円														
令和2年度	4,604円														
令和3年度	4,612円														

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

## ③ 組織

下水道事業職員数		(R4.4.1現在)
技術職	6人	
事務職	8人	
合計	14人	

下水道事業管理者  
(栗原市長)

上下水道部長

上下水道部次長

経営課長

課長補佐

総務係

下水道経営係

お客様係

施設課長

課長補佐

下水道施設係

給排水係

(下水道・農集排・浄化槽 共通)

## (2) 民間活力の活用等

### ① 民間活用の状況

下水道事業の包括的民間委託は、契約期間を5年間とする長期継続契約により、栗原市が所管する瀬峰・高清水浄化センター及び中継ポンプ場並びにマンホールポンプの維持管理業務を委託しており、主な業務内容は運転操作業務、保守点検業務、環境計測業務、消防設備点検業務、清掃業務、マンホールポンプ遠方監視システム業務等です。

### ② 資産活用の状況

活用できる施設はありません。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

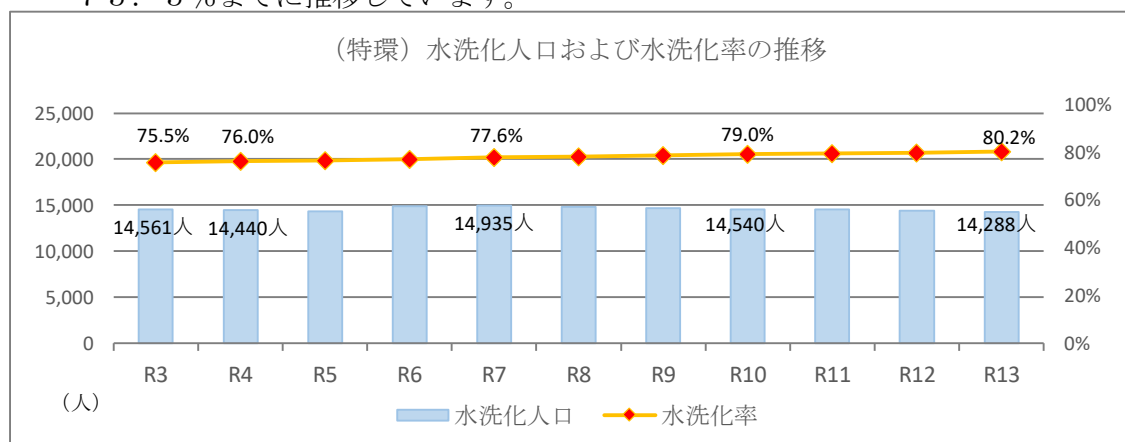
特定環境保全公共下水道事業の持続可能な健全経営の確保のためには、維持管理経費に見合った収入の確保が必須であることから、市の各種補助金制度を活用して水洗化の向上を目指します。また、令和7年（2025年）度までに一迫地区の大川口農業集落排水処理施設及び志波姫地区の南郷農業集落排水処理施設を廃止し特定環境保全公共下水道に接続する計画としており、下水道施設の効率化を目指します。

また、今後、人口減少等の影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費の増加が想定され、資金不足が見込まれることから、下水道施設の統廃合など、固定費削減の取り組みを進めるとともに、料金改定について検討を行う必要があります。なお、収支計画については、令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

※ 令和4年（2022年）度に策定し、公表した「令和3年度決算 経営比較分析表」を添付しております。

## (4) 水洗化人口及び水洗化率の推移

町村合併時の平成17年（2005年）度末の水洗化人口は10,930人、水洗化率が61.3%でしたが、令和3年（2021年）度末には14,561人、75.5%までに推移しています。



## 2 経営の基本方針

市政運営の理念である「市民が創る 暮らしたい栗原」の実現のため、その基本方針に定められた下水道事業の果たすべき役割を踏まえ、快適な市民生活に資し、持続可能な汚水処理を行うため、計画的かつ適正規模に即した施設整備と、施設の老朽化に備え、適切かつ計画的な維持管理等によりライフサイクルコストの低減化を図り、市民サービスの向上と健全な経営を目指して、次の3項目について重点的に取り組みます。

### (1) 整備事業の概成

未普及地域における整備事業については、令和7年（2025年）度末までに下水道整備を終え、整備出来ない区域については、令和6年（2024年）度に予定している「栗原市下水道事業全体計画」及び「下水道事業計画」の変更時に、合併処理浄化槽による整備区域へ変更し、汚水処理整備計画を進めていきます。

### (2) 効率的な事業執行

これまで、平成24年（2012年）度に金成沢辺農業集落排水処理施設、平成28年（2016年）度に花山浄化センター、平成29年（2017年）度に鶯沢浄化センターを廃止し、流域下水道に接続し、施設の統廃合を進めてまいりました。

今後、急速に老朽化が見込まれる下水道施設のストックマネジメントを実施して、下水道施設のライフサイクルコストの低減化を図り、計画的な修繕及び改築を行うことにより、業務の効率化とコスト削減を積極的に取り組みます。

※ スtockマネジメントとは

長期的な視点で施設全体の老朽化を考慮し、リスク評価優先順位により点検・調査、修繕・改築を実施し、全体の施設管理を最適化するもの。

### (3) 水洗化の促進

河川・湖沼などの水質保全、生活環境の向上のため、未接続者へ市独自の各種助成制度「水洗便所等改造資金利子補給制度」及び「排水設備設置工事費補助金制度」並びに「浄化槽切替助成事業補助金制度」を周知し、市民の理解、協力のもとに水洗化の促進に努めます。

## 3 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおりです。

### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ア 投資に関する目標

栗原市公共下水道全体計画で定めた下水道計画区域の下水道整備は、令和7年（2025年）度末までの概成を目標としています。

イ 管渠、処理場等の建設・更新に関する目標

ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕及び更新を行います。

ウ 防災・安全対策に関する目標

ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕及び更新を行うことにより災害等による下水道機能の停滞を招くことのないよう努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

ア 財源に関する目標

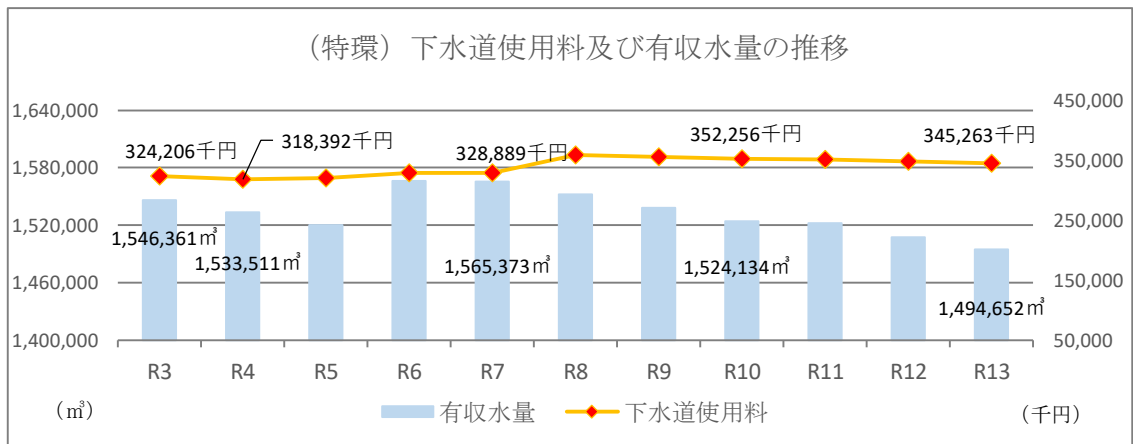
令和7年（2025年）度までの下水道整備に係る財源は、国庫補助金及び企業債を活用して収入を確保する計画としています。

また、適正な使用料徴収に努めるとともに、資本費平準化債の発行により、世代間の公平を図ってまいります。

イ 使用料収入の見通しに関する目標

令和7年（2025年）度までに農業集落排水処理施設（2施設）を廃止し、特定環境保全公共下水道に接続する計画で収入増を見込んでいる一方、人口減少により今後は使用料の減少が見込まれます。

以上のことから水洗化率の向上を図るため、下水道事業について市民の理解を得るよう普及啓発活動を実施するとともに、併せて市の補助金等の活用について周知し、水洗化の促進を図ってまいります。



- ※ R6年（2024年）度の増加は、南郷農業集落排水処理施設の編入に伴うもの。
- ※ R7年（2025年）度の増加は、大川口農業集落排水処理施設の編入に伴うもの。
- ※ R11年（2029年）度の増加は、高橋農業集落排水処理施設の編入に伴うもの。

ウ 企業債及び繰入金に関する目標

建設改良に伴い、下水道事業債の借入を計画しております。

資本費平準化債については、発行可能額以内で計画しています。一般会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準をもとに計画しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 民間活力の活用

瀬峰・高清水浄化センター及び中継ポンプ場並びにマンホールポンプの維持管理業務を5年ごとの長期継続契約により包括的民間委託をしています。

イ 職員給与費に関する事項

給与改定などを考慮せず、令和4年（2022年）度予算を基準として算定しています。

ウ 修繕費に関する事項

施設管理費については、包括的民間委託やストックマネジメント計画に基づく計画的な修繕を行うとともに、耐用年数等に基づき、将来の減価償却予定額を算出して推計し、所要の更新費用を反映させています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

施設の老朽化に伴い更新費用及び施設維持管理費が増加することから、将来の更新費用を反映しつつ、広域化・共同化をすることで処理施設の維持管理費及び更新費用の削減と経済的かつ効率的な事業運営を検討します。

イ 投資の平準化に関する事項

資本費平準化債は投資・財政計画（収支計画）にすべて反映済です。

※「資本費化債」とは、下水道事業債の償還財源として資本費平準化債を活用することにより、後年度に負担を繰り延べし、将来にわたって負担を平準化するもの。（起債償還のための起債）

② 今後の財源についての考え方・検討状況

ア 使用料の見直しに関する事項

今後、人口減少等の影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用及び施設維持管理費の増加が想定され、資金不足が見込まれることから、下水道施設の統廃合など、固定費削減の取り組みを進めるとともに、料金改定について検討を行う必要があります。なお、収支計画については、令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

イ 資産活用による収入増加の取組について

活用できる施設は、ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア 民間活力の活用に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続し、さらに効率的な運用ができるよう検討します。

イ 職員給与費に関する事項

市の人事計画、給与制度により適正な人員配置に努めます。

ウ 修繕費に関する事項

物価上昇等に伴う影響額を見込むとともに、ストックマネジメント計画に基づき施設のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制に努めます。

エ 委託費に関する事項

現在実施している包括的民間委託を継続するとともに、物価上昇等に伴う動力費等の影響額を見込みます。また、委託による効率的な運用が図られる事項などの検討を行ってまいります。

オ その他の取組

水洗化促進を図るために、市民に対して下水道の普及啓発を行うとともに収納率向上に取り組めます。

4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本戦略は令和13年（2031年）度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられますことから、変化する社会情勢を踏まえつつ本戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行うとともに、おおむね5年後に経営戦略を改定します。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」のサイクルを活用して、本戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期戦略策定に反映します。

## 5 経費回収率の向上に向けたロードマップについて

本経営戦略では、経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限、収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期、収支構造の改善の要否等についての定期的な検証・見直し等について、以下のとおり定めます。

① 実施予定時期：令和4年（2022年）度～令和13年（2031年）度の10年間

② 具体的な取組：

水洗普及活動等により、水洗化率を向上させて下水道使用料の増収を図ります。

また、ストックマネジメント支援制度を活用した省エネルギー設備の積極的な導入により、動力費等の固定経費削減に取り組み、汚水処理原価の抑制に努めます。

なお、経営健全化に関する定量的な業績指標を、経常収支比率、経費回収率、水洗化率と定め、目標年限までの各業績指標を以下のとおり設定します。

### 【目標】

年度	経常収支比率	経費回収率	水洗化率
R3	100.9%	81.6%	75.5%
R4	100.0%	81.6%	76.0%
R5	100.0%	81.6%	76.5%
R6	100.0%	81.6%	77.0%
R7	100.0%	81.6%	77.6%
R8	100.0%	81.6%	78.1%
R9	100.0%	81.6%	78.6%
R10	100.0%	81.6%	79.0%
R11	100.0%	81.6%	79.2%
R12	100.0%	81.6%	79.7%
R13	100.0%	81.6%	80.2%

※「経常収支比率」とは、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

※「経費回収率」とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標

※「水洗化率」とは、下水道供用開始区域（整備済区域）内に住んでいる人口のうち、既に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口を表す指標



# 経営比較分析表（令和3年度決算）

宮城県 栗原市

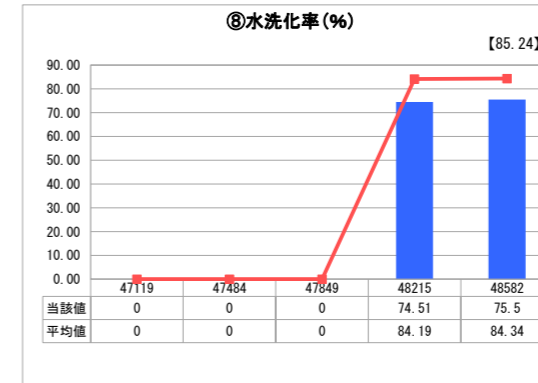
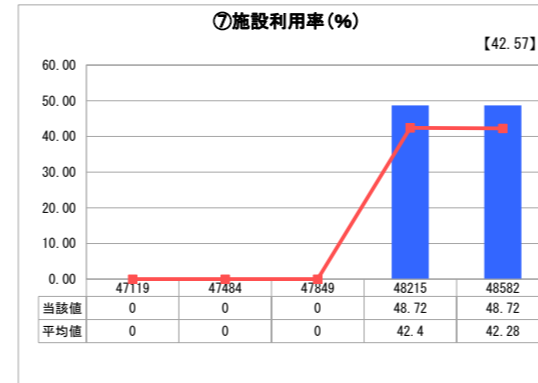
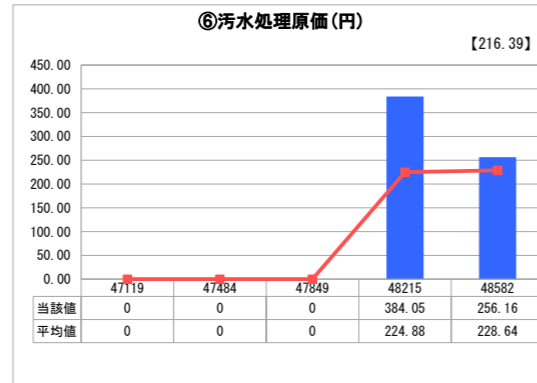
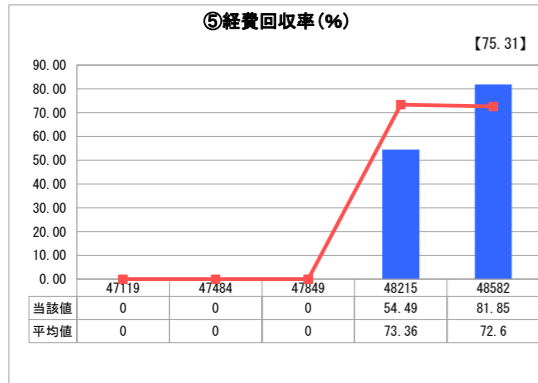
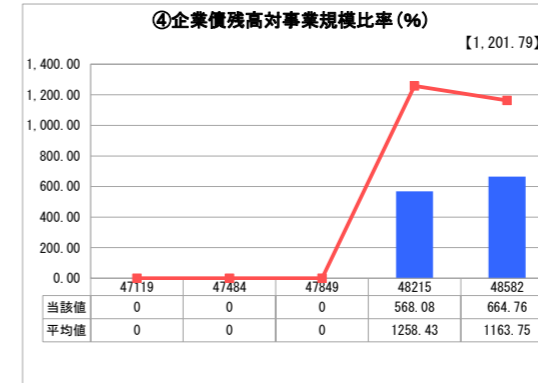
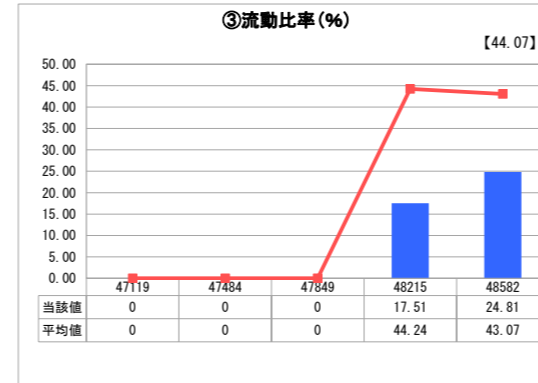
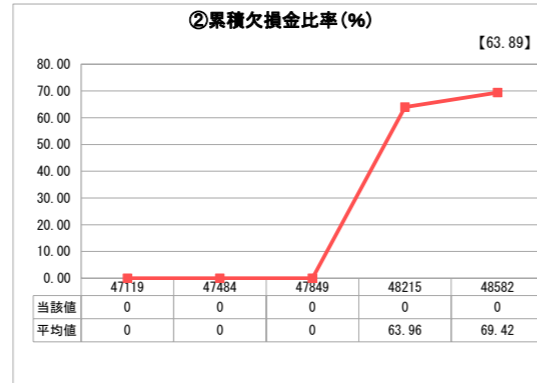
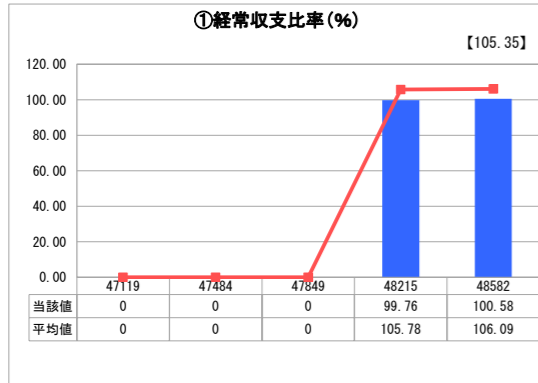
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	58.56	30.09	92.16	4,070

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
64,621	804.97	80.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
19,286	10.41	1,852.64

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率100.58%  
 経常的収支比率は100%以上となっており、単年度収支では黒字である。しかし、今後、維持管理経費は増加傾向にあることから、使用料収入のみでは経費を回収できない状況が見込まれる。

② 流動比率24.81%  
 短期的な支払能力を示す値であり、類似団体の平均値を下回っている。これは企業債の償還金が多いためであり、より支払い能力を高めるため経営改善を図っていく必要がある。

③ 企業債残高対事業規模比率664.76%  
 類似団体平均を下回っており、順次企業債の償還が進んでいることから今後は改善していく見込みとしている。

④ 経費回収率81.85%  
 回収すべき汚水処理費を使用料で賄っておらず、より一層の収入の確保と汚水処理に係る費用の節減に努めることが必要である。

⑤ 汚水処理原価256.16円  
 汚水処理費について、公費負担分が増加したことに伴い汚水処理原価は減少しているが、類似団体と比較して高くなっているため、より効率的な汚水処理と水洗化人口の増加等に伴う有収水量を増やす取り組みが必要である。

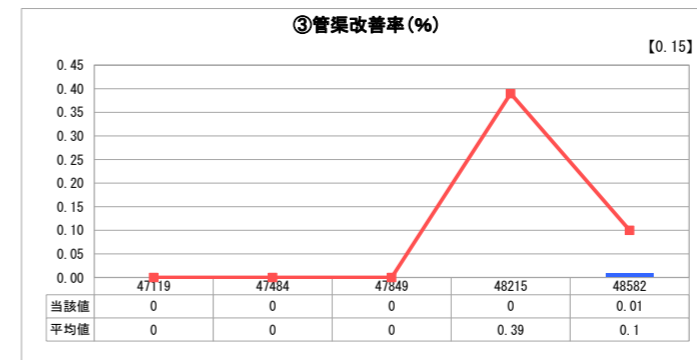
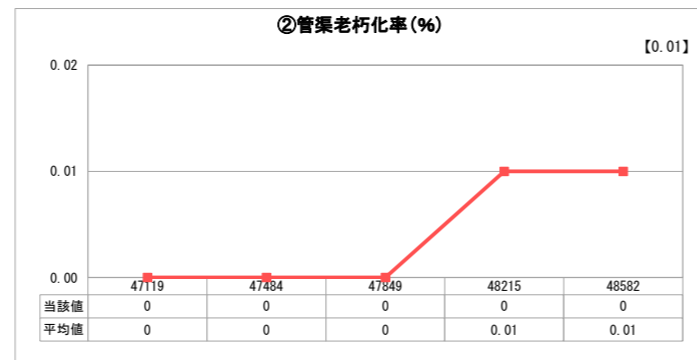
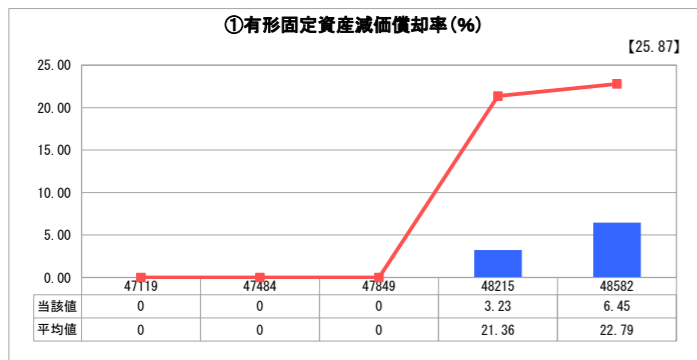
⑥ 施設利用率48.72%  
 類似団体と比較し平均値を上回っている。

⑦ 水洗化率75.50%  
 類似団体と比較し平均値を下回っており、更なる水洗化の促進が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率6.45%  
 償却対象資産の減価償却の指標であり、老朽化の程度は類似団体平均を下回っている。  
 特定環境保全公共下水道は、平成10年3月から供用開始し、24年が経過している。老朽化の各指標を参考にしつつも、他団体との比較や数値に捉われないこと、ストックマネジメント計画に基づき老朽化の実態を把握したうえで、効果的な対応を図る必要がある。

## 2. 老朽化の状況



### 全体総括

人口減少等による料金収入の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新投資の増加など、経営環境は厳しさを増していくことから、将来にわたって安定的な事業をしていくためには、自らの経営についての確かな現状把握を行うことが必要不可欠である。  
 今後、健全かつ持続可能な下水道事業を進めるため、令和4年度に改定予定の「経営戦略」に基づき、投資と財政の均衡、使用料等の収益の確保並びに効率的な整備や適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメントを実施し施設のコスト低減化や計画的な修繕を図るなど、経営の健全化に努めていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

区 分		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	324,586	318,754	320,771	329,561	329,183	358,964
	(1) 料金収益 (A)	324,206	318,392	320,477	329,267	328,889	358,670
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他	380	362	294	294	294	294
	2. 営業外収益	1,081,256	1,023,786	1,022,915	1,109,216	1,105,037	1,061,525
	(1) 補助金	608,870	583,208	589,505	629,634	625,609	582,090
	他会計補助金	608,270	582,958	584,255	628,884	624,859	581,340
	その他補助金	600	250	5,250	750	750	750
	(2) 長期前受金戻入	472,269	440,494	433,322	479,494	479,340	479,347
	(3) その他	117	84	88	88	88	88
収入計 (C)	1,405,842	1,342,540	1,343,686	1,438,777	1,434,220	1,420,489	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	1,258,570	1,218,471	1,231,176	1,333,330	1,340,155	1,338,526
	(1) 職員給与費	76,562	70,178	71,840	71,840	71,840	71,840
	基本給	36,248	33,758	34,264	34,264	34,264	34,264
	退職給付費						
	その他	40,314	36,420	37,576	37,576	37,576	37,576
	(2) 経費	265,058	278,587	296,745	329,827	336,467	334,143
	動力費						
	修繕費	6,536	9,685	11,612	17,165	18,786	18,828
	材料費						
	その他	258,522	268,902	285,133	312,662	317,681	315,315
(3) 減価償却費	916,950	869,706	862,591	931,663	931,848	932,543	
2. 営業外費用	139,108	124,069	112,147	105,084	93,702	81,600	
(1) 支払利息	139,099	124,069	112,147	105,084	93,702	81,600	
(2) その他	9	0	0	0	0	0	
支出計 (D)	1,397,678	1,342,540	1,343,323	1,438,414	1,433,857	1,420,126	
経常損益 (C)-(D) (E)	8,164	0	363	363	363	363	
特別利益 (F)	0	2,974	0	0	0	0	
特別損失 (G)	136	363	363	363	363	363	
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 136	2,611	△ 363	△ 363	△ 363	△ 363	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	8,028	2,611	0	0	0	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	22,440	25,051	25,051	25,051	25,051	25,051	
流動資産 (J)	340,257	265,326	230,590	120,508	124,428	136,530	
うち未収金	74,282	96,408	108,344	108,344	108,344	108,344	
流動負債 (K)	1,371,622	1,371,886	1,432,220	1,234,025	1,372,763	1,302,606	
うち建設改良費分	1,344,943	1,365,219	1,425,553	1,227,358	1,366,096	1,295,939	
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
うち未払金	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)							
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	324,586	318,754	320,771	329,561	329,183	358,964	
地方財政法による資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )							
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )							

# 投資・財政計画

## (1) 収益的収支

(単位：千円，%)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	355,782	352,550	351,877	348,462	345,557
	(1) 料 金 収 入	355,488	352,256	351,583	348,168	345,263
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他	294	294	294	294	294
	2. 営 業 外 収 益	1,049,561	1,040,888	1,062,273	1,052,333	1,044,030
	(1) 補 助 金	570,894	562,447	579,253	570,444	563,092
	他 会 計 補 助 金	570,144	561,697	578,503	569,694	562,342
	そ の 他 補 助 金	750	750	750	750	750
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	478,579	478,353	482,932	481,801	480,850
	(3) そ の 他	88	88	88	88	88
	収 入 計 (C)	1,405,343	1,393,438	1,414,150	1,400,795	1,389,587
	1. 営 業 費 用	1,334,707	1,332,378	1,360,959	1,356,274	1,352,232
	(1) 職 員 給 与 費	71,840	71,840	71,840	71,840	71,840
	基 本 給	34,264	34,264	34,264	34,264	34,264
	退 職 給 付 費					
そ の 他	37,576	37,576	37,576	37,576	37,576	
(2) 経 費	331,615	329,433	347,505	344,296	341,161	
動 力 費						
修 繕 費	18,875	18,902	20,327	20,334	20,341	
材 料 費						
そ の 他	312,740	310,531	327,178	323,962	320,820	
(3) 減 価 償 却 費	931,252	931,105	941,614	940,138	939,231	
2. 営 業 外 費 用	70,273	60,697	52,828	44,158	36,992	
(1) 支 払 利 息	70,273	60,697	52,828	44,158	36,992	
(2) そ の 他	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)	1,404,980	1,393,075	1,413,787	1,400,432	1,389,224	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	363	363	363	363	363	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	363	363	363	363	363	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 363	△ 363	△ 363	△ 363	△ 363	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	25,051	25,051	25,051	25,051	25,051	
流 動 資 産 (J)	99,692	92,943	128,716	213,114	229,391	
う ち 未 収 金	108,344	108,344	108,344	108,344	108,344	
流 動 負 債 (K)	1,194,580	1,089,010	916,120	791,580	498,124	
う ち 建 設 改 良 費 分	1,187,913	1,082,343	909,453	784,913	491,457	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	355,782	352,550	351,877	348,462	345,557	
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 規 業 の 規 模 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (N) / (P) × 100						

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資本的 収入	1. 企業債	593,000	633,100	642,900	636,200	405,100	547,000
	うち資本費平準化債	532,400	542,700	527,600	533,600	319,300	457,400
	2. 他会計出資金	447,685	315,182	396,045	361,378	277,902	392,442
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	200,000	0
	6. 国(都道府県)補助金	31,180	78,553	73,800	64,000	56,000	49,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	2,480	2,300	1,680	500	500	0
	9. その他						
	計 (A)	1,074,345	1,029,135	1,114,425	1,062,078	939,502	988,442
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	1,074,345	1,029,135	1,114,425	1,062,078	939,502	988,442
資本的 支出	1. 建設改良費	98,397	176,941	200,349	196,517	155,469	159,197
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	1,328,795	1,359,200	1,379,479	1,439,813	1,241,618	1,380,356
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
計 (D)	1,427,192	1,536,141	1,579,828	1,636,330	1,397,087	1,539,553	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		352,847	507,006	465,403	574,252	457,585	551,111
補填財源	1. 損益勘定留保資金	346,853	421,773	454,048	562,251	448,588	441,094
	2. 利益剰余金処分数額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	5,994	85,233	11,355	12,001	8,997	10,017
計 (F)	352,847	507,006	465,403	574,252	457,585	451,111	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	100,000
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	200,000	300,000
企業債残高 (H)		11,008,782	10,314,679	9,544,198	9,250,587	8,508,943	7,690,889
資金残高		266,321	191,390	156,654	46,572	50,492	62,594

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分		608,270	585,932	584,255	628,884	624,859	581,340
	うち基準内繰入金	529,992	504,523	492,659	529,089	529,486	530,291
	うち基準外繰入金	78,278	81,409	91,596	99,795	95,373	51,049
資本的収支分		447,685	315,182	396,045	361,378	277,902	392,442
	うち基準内繰入金	19,784	21,402	20,844	21,913	22,427	22,757
	うち基準外繰入金	427,901	293,780	375,201	339,465	255,475	369,685
合 計		1,055,955	901,114	980,300	990,262	902,761	973,782
	うち基準内繰入金	549,776	525,925	513,503	551,002	551,913	553,048
	うち基準外繰入金	506,179	375,189	466,797	439,260	350,848	420,734

# 投資・財政計画

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入	1. 企業債	477,200	373,000	284,300	168,000	173,200
	うち資本費平準化債	394,500	321,500	254,900	138,000	145,200
	2. 他会計出資金	430,838	422,822	412,893	404,886	505,227
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	54,000	29,000	4,000	4,000	4,000
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0
	9. その他					
	計 (A)	962,038	824,822	701,193	576,886	682,427
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	962,038	824,822	701,193	576,886	682,427
資本的支出	1. 建設改良費	150,084	91,919	45,534	45,109	43,179
	うち職員給与費					
	2. 企業債償還金	1,310,199	1,198,123	1,082,343	909,453	784,913
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	300,000
	4. 他会計への支出金					
	5. その他					
計 (D)	1,460,283	1,290,042	1,127,877	954,562	1,128,092	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	498,245	465,220	426,684	377,676	445,665	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	489,511	459,501	422,909	373,939	442,104
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0
	4. その他	8,734	5,719	3,775	3,737	3,561
計 (F)	498,245	465,220	426,684	377,676	445,665	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	300,000	300,000	300,000	300,000	0	
企業債残高 (H)	6,873,137	6,062,812	5,366,321	4,640,180	4,041,526	
資金残高	25,756	19,007	54,780	139,178	155,455	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的取支分		570,144	561,697	578,503	569,694	562,342
	うち基準内繰入金	529,679	529,771	536,710	536,307	536,358
	うち基準外繰入金	40,465	31,926	41,793	33,387	25,984
資本的取支分		430,838	422,822	412,893	404,886	505,227
	うち基準内繰入金	23,153	22,923	20,226	17,284	12,339
	うち基準外繰入金	407,685	399,899	392,667	387,602	492,888
合 計		1,000,982	984,519	991,396	974,580	1,067,569
	うち基準内繰入金	552,832	552,694	556,936	553,591	548,697
	うち基準外繰入金	448,150	431,825	434,460	420,989	518,872